

第5章 生涯にわたる教育等の支援体制 ～教育・育成～

■現状と課題

- 一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行うため、教育環境の整備、指導方法等の工夫・改善を図り、自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援する必要があります。
- 重度化・多様化する障がいへの教育関係者の共通理解と、教育的支援の充実が求められています。
- 市民一人ひとりが自己の実現を目指し、自らが進んで学ぶ生涯学習活動への支援が望まれています。

■施策の方向性

1 特別支援教育の推進

学校教育法等の改正を踏まえ、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の実現を目指して、教育環境の整備等の充実を図ります。

2 教育関係者への理解啓発の推進

障がいのある児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援ができるよう、教育関係者の研修等に取り組みます。

3 生涯学習の振興

障がいのある人の生涯学習活動を支援し、社会参加と相互理解の促進を図ります。

■具体的な取り組み

5-1 特別支援教育の推進

① 教育相談体制の充実

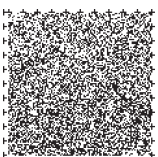
生涯にわたって質の高い生活が送れるように、障がいの状態に応じた教育相談体制を充実します。また、障がいの状態に応じた適切な就学を支援するため、教育相談室と子ども発達支援センター等が連携して、発達や就学に関する相談を実施します。

児童生徒の療育・教育上の諸問題について、保護者、子ども及び教育関係者の相談に応じます。また、医療・保健・福祉等の専門家によるネットワークの整備に取り組みます。

特別な支援が必要な子どもや希望するすべての保護者を対象に、特別支援学級等にかかる就学説明会を実施します。また、区役所等関係部署と連携し、希望する保護者に対し、就学についての情報提供の充実を図ります。

② 就学指導委員会

就学指導委員会において、保護者の意見を踏まえながら、発達障がいを含め、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた、適切な就学のための審議を行います。



③ 校内支援体制の充実

障がいのある児童生徒一人ひとりに適切な指導・支援を行うため、教職員の特別支援教育に係る専門性の向上を図ります。

共に学びあい相互に理解を深めるため、交流及び共同学習を進めるとともに、通常の学級においても、特別支援教育の視点を生かした授業づくりを推進します。

また、各学校内において、保護者の相談窓口や関係機関との連絡調整を行う特別支援教育コーディネーターを指名するとともに、具体的支援の計画・検討などを行う校内委員会を設置します。さらに、児童生徒の安全確保や学習環境の改善を図るため教員を補助する学級支援員や医療的ケアを行う看護師を適切に配置します。

④ 障がいのある児童生徒のための施設等環境整備

障がいのある児童生徒の学習環境の向上のため、施設・設備の改善や整備を進めます（トイレの改修、スロープ設置、階段昇降機設置、「熊本県やさしいまちづくり条例」等に基づくエレベーターの設置等）。

⑤ 進路指導の充実

一人ひとりの児童生徒の特性に応じた適切な進路を保障するため、教育、福祉、労働分野等の関係機関と連携を図りながら、児童生徒の社会的自立に向けた支援に取り組むなど、進路指導のより一層の充実を図ります。

⑥ 市立特別支援学校の整備

障がいのある児童生徒の自立と社会参加を見据え、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える「多様な学びの場」を確保するとともに、市内の特別支援教育の充実を図るための施設として、市立特別支援学校の整備を行います。

5-2 教育関係者への理解啓発の推進

① 教職員研修

障がいのある児童生徒に対して、学校全体で共通理解のもと適切な教育が展開できるよう、特別支援教育コーディネーター研修をはじめ、全教職員に対する研修の充実を図ります。

② 発達障がいの理解促進

「子どもたちの理解と支援のために」（小学校版）や「ともに支える特別支援教育をめざして」（中学校版）のリーフレットを配布し、発達障がいに対する理解促進を図ります。

5-3 生涯学習の振興

① 学習機会の提供

障がいのある人への学習機会の提供と内容の充実に取り組みます。

② 自主活動への支援

「出前講座」の実施等により障がいのある人のグループや団体の自主活動を支援します。

